別紙

当事者の主張及び書証の整理

第1 本書の目的

本書は、頭書事件(以下「本件訴訟」という。)の審理に際し、本件訴訟における主たる論点である、(1)商法第842条第7号にいう「雇傭契約ニ因リテ生シタル船長其他ノ船員ノ債権」の範囲(以下「本論点①」という。)並びに(2)平水区域のみを航行する船舶について船舶先取特権の規定を含む海商法の規定の適用があるか否か(以下「本論点②」といい、総称して「本論点」という。)に関する当事者の法的主張及び本論点に関連して当事者が提出した書証を整理することにより、本件訴訟における審理の円滑化及び充実化を図ることを企図し、原告及び被告らが共同して作成したものです。

本書においては、専ら本論点に関する法律上の主張を整理する観点から、被告らが訴外Q(以下「Q」という。)に対してその主張する各債権を有していると仮定して記述を進めます。

第2 当事者の主張の概要

以下では、本論点に関する当事者の主張の概要を、それぞれ、当事者が主張する(i)結論及び(ii)当該結論を支える主たる理由の順に整理し、かかる主張を支える書証(但し、公刊物に限る。以下同じ。)を列挙します。

1 本論点①に関して

(1) 本論点①の結論について

本論点①の結論に関する当事者の主張の概要及び当該主張を支える書証は, 以下のとおり整理することができます。

ア 当事者の主張

【原告】

船主及び船員の間の雇入契約に基づいて発生した債権のみが「雇傭契約ニ 因リテ生シタル船長其他ノ船員ノ債権」に該当し、退職金債権及び賞与債権 (以下「退職金債権等」という。)はこれに含まれない。したがって、被告らがQに対して退職金債権等を有していたとしても、これらについて商法第842条第7号(以下、本第1項において「本号」という。)に基づく船舶先取特権は成立しない。

【被告ら】

本号の文言どおり、船主及び船員の間の雇用契約に基づく一切の債権が「雇傭契約ニ因リテ生シタル船長其他ノ船員ノ債権」に該当する。したがって、被告らが雇用契約に基づいてQに対して有する一切の債権(退職金債権及び賞与債権を含むが、これらに限られない。)について、本号に基づく船舶先取特権が成立する。

イ 当事者の主張を支える書証

本論点①の結論に言及のある書証は、以下の4つの見解に分類することができます。

見解	概要	証拠番号	備考
		/著者・文献名又は裁判例	
全面否	退職金債権等は「雇傭契約ニ	甲 18 : 谷川久・船員の雇傭契約	原告の
定説	因リテ生シタル船長其他ノ	上の債権と船舶先取特	主張
	船員ノ債権」に含まれないと	権の対象となる範囲	
	する見解	甲 38:川井=清水・逐条民法特	
		別法講座(第 3 版)『担	
		保物権』	
1 年限	過去 1 年以内に雇止となっ	甲 6:福岡高判昭和 52年7月7	
定説	た当該船舶への乗組みの限	日	
	度でのみ「雇傭契約ニ因リテ	甲 62:阿部士郎=峰隆男・船舶	
	生シタル船長其他ノ船員ノ	先取特権をめぐる問題	
	債権」に含まれるとする見解	点	
乗組期	当該船舶への乗組期間の割	甲 51:中田明·船舶先取特権—	
間限定	合に応じた限度で「雇傭契約	「雇傭契約ニ因リテ生	
説	ニ因リテ生シタル船長其他	シタル船長其他ノ船員	
	ノ船員ノ債権」に含まれると	ノ債権」の範囲	
	する見解		
全面肯	退職金債権等の全部が「雇傭	甲 9: 大阪高判昭和 52 年 10 月	被告ら

定説	契約二因リテ生シタル船長	28 日	の主張
	其他ノ船員ノ債権」に含まれ	乙 24:神戸地判平成 15年2月	
	るとする見解	24 日	

(2) 理由

本論点①の結論に関し、当該結論を支えるものとして当事者が主張する主たる理由及びこれを支える書証は、以下のとおり整理することができます。

ア 「雇傭契約」と「雇入契約」の関係について

【原告】

商法及び船員法の沿革に照らせば、本号にいう「雇傭契約」と「雇入契約」とは同義であり、かつ、これらは現在の船員法における「雇用契約」と「雇入契約」の区別を前提とした上での「雇入契約」と同義であって、この意味での雇入契約に基づかない債権を本号の被担保債権に含めることは立法者意思を逸脱する解釈である。

- ① 「雇傭契約」を「雇入契約」と同義であると解するのは、明治32年当時、船員の雇用と労働条件の実態は、もっぱら特定の船舶への乗組を前提とした「一航海主義」にもとづく雇入契約の形態しか存在しなかったからである。
- ② 明治32年の改正時に、従来の「雇入契約」という文言が「雇傭契約」という文言に変更された理由について、法典調査会において何ら議論がなされた形跡がないことも本号にいう「雇傭契約」を「雇入契約」と同義とする理由である。

【被告ら】

本号の「雇傭契約」には何ら限定がないのであり、本号にいう「雇傭契約」を、現在の船員法における「雇用契約」と「雇入契約」の区別を前提とした上での「雇入契約」(以下、現在的意味での「雇入契約」という)と同義であると解釈することは、法文にない要件を付加するものであって誤りである。

① もともと「雇傭契約」と「雇入契約」という言葉は、日常的には勿論、 法律上の用語としても、雇用関係を一般的に表す言葉として混用されて いたのであるから、その「雇傭契約」を現在的意味での「雇入契約」と 同義であると解釈することは、時代や法制の違いを超えた意味をこの言 葉の中に読み込むものであって、法文の解釈として誤りである。

- ② しかも改正当時にはすでに、船員と船会社との間に、現在的意味での「雇入契約」とは異なる継続的な雇用を前提とする長期雇用慣行、すなわち「雇用契約」制度が常態となっていたのであって、原告が主張するように「一航海主義」による雇入契約の形態のみが存在していたのではない。また改正当時において既に退職金制度や予備船員制度も存在していた。したがってあえて「雇傭契約」を現在的意味での「雇入契約」と同義であったと解する実態的な根拠はない。
- ③ 他方,明治32年の商法改正により,「雇入契約」という文言が「雇傭契約」に置き換えられたことは,規範的意味内容の変化をもたらしたものとして重視されなければならない。
- i 法典調査会では「雇入契約」から「雇傭契約」への文言変更の理由について、実質的に説明がなされている。すなわち旧商法(明治23年)では「最後の航海」に対してのみ船舶先取特権の規定を設けていたのに対して、今回の改正案では、特別の場合にのみ「最後の航海」との限定を設けることとし、その他は一般航海の場合に広く船舶先取特権を認めることとしたと説明されている。このことから、旧商法における「雇入契約」という文言をそのまま踏襲し続けると、「最後の」という文言を削除しても、結局「一般の航海」ではなく、最後の「雇入期間」の債権だけに限定されると解されてしまうので、「最後の」という文言を外すだけでなく、「雇入契約」の文言を「雇傭契約」に改める必要があったことが読み取れる。
- ii 既に先行して制定されていた民法(明治29年)と同一文言の「雇傭契約」が使用されているので、双方の意味内容は共通のものと理解するのが自然であり、民法の「雇傭契約」とは別異の概念としての「雇入契約」を意味していると解する余地はない。
- iii 船員法上の「雇入契約」は、その性質上行政目的実現のための制度であり、このような「雇入契約」の意味と性質からすると、商法842条7号の「雇傭契約」を、性質の異なる船員法上の「雇入契約」と同じ意味であると解する余地はない。
- iv 旧々船員法(明治32年)の条文中には、「雇傭契約」と「雇入契約」の2つの語を使い分けている例(「雇入契約の更新または変更」などについての監督官庁による公認の制度が規定されるとともに、船員となった未成年者の能力に関する規定の中で「雇傭契約」に言及されている)が存在するばかりでなく、商法(明治32年)の関連条文自体にも両語を峻別して使い分けている例(船員の雇入期間の上限を1年に制限する規

定〔後に廃止〕)があり、このことからしても、商法842条7号の「雇傭契約」を船員法上の「雇入契約」と解する余地がないことは一層明確である。

④ その後(明治32年の改正以後)の時代の変遷により、特定の船社に長期間雇用され、退職金が支給されるという制度が広範に普及するようになった船員の雇用実態の変化を踏まえるならば、商法842条7号の債権中に、退職金債権も含まれるべきであるとする解釈が一層強く是認されるべきである。

証拠	著者・文献名	備考
番号		
原告		
甲 6	福岡高裁昭和52年7月7日	本号の趣旨が、船舶に乗り組んだ船長そ
	判決・判タ 364 号 225 頁	の他の船員の労務により当該船舶が航海
		中保全されること及び社会政策的配慮に
		あることを踏まえ,本号にいう「雇傭」
		とは船員法にいう「雇入契約」を指すと
		解釈している。
甲 18	谷川久・船員の雇用契約上の	「当該船舶に雇入された船長及び海員の
	債権と船舶先取特権の対象	雇傭契約によって、雇入に関連して生ず
	となる範囲(141 頁 2 段目)	る債権のみが船舶先取特権による保護の
		対象となる」とする。
甲 32	商法修正案理由書(207頁)	「最後ノ雇入」から「雇傭」に改正され
		た点について、「最後」が削除されたこと
		についての言及はあるものの、「雇入」か
		ら「雇傭」への改正の経緯について特段
		の言及がない。
甲 36	大阪地判明治 43 年(ワ)第	「雇傭契約」が「雇入契約」であること
	76 号言渡年月日不詳・法律	を当然の前提とした裁判例とされている
	新聞 639 号 13 頁	(甲6の匿名解説(226頁))。
甲 37	河野孝次郎•商法海商編注解	改正後の本号について「雇入の契約に依
	(222 頁)	りて生じたる船長其他の船員の債権…」
		と記載され,「雇傭契約」が「雇入契約」
		を指すことが当然の前提とされている。
甲 38	川井健=清水湛•逐条民法特	本号にいう「雇傭契約」と「雇入契約」
	別法講座(第3巻)「担保物	を同義であることについて, 詳細な論述

	権 I 」(544 頁)	が展開されている。
甲 54	福岡地方裁判所昭和 56 年 3	本号の立法理由が、社会政策上の配慮を
	月 25 日判例集未登載	主たる理由としつつ、あわせて船員の債
		権が担保の原因をなすことに求められる
		とし,「雇傭契約」とは「雇入契約」を指
		すとする。
甲 56	中馬賢・第 120 回商法委員会	「最後ノ雇入」から「雇傭」に改正され
	議事要録(730 頁, 733 頁)	た点について、「最後」が削除されたこと
		についての言及はあるものの(730 頁上
		段),「雇入」が「雇傭」に改正されたこ
		とについては特段の言及がなく,また,
		「雇傭契約」が航海毎に成立する契約(=
		雇入契約)を前提とした議論がなされて
		いる(同部分及び733頁下段)。
乙 35	加藤正治・海員雇入契約ノ変	「雇用契約」の意図で「雇入契約」とい
	遷卜社会政策(25頁)	う用語が使用されている。
被告ら		
甲 9	大阪高判昭和 52 年 10 月 28	「特段の事情もないのに,法文上の根拠
	日・判タ 361 号 303 頁	をもたない限定を加える解釈は許容でき
		ない」旨判示し、本号の「雇傭契約」が
		雇用契約であることを前提に,雇用期間
		中の退職金債権を本号の対象に含めてい
		る。
乙 24	神戸地判平成15年2月24日	①退職金債権が本号の債権に含まれな
		い,②含まれるとしても乗組期間の割合
		に応じ、かつ過去1年分に限られるとの
		主張をいずれも排斥し、退職金債権の全
		額を本号の保護対象に含めている。
	加藤正治•海商法講義第一分	「海員ノ雇入契約ハ即チ雇傭契約ナリ
	冊(196 頁)	…」との記述は、当時「雇傭契約」と「雇
		入契約」という語が, 雇用関係を一般的
		に表す言葉として,同じ意味に使われて
		いたことを示しているとともに, 雇入契
		約が「雇傭契約」の性質を有することを
		指摘しているに過ぎない

乙 35	加藤正治・海員雇入契約ノ変	(本論文が発表された)明治38年時点で
	遷卜社會政策『海法研究』明	すでに, 一航海毎に給料の定められてい
	治 41 年(54 頁)	た「往時」と異なり、「今日」は海員にも
		月給制が常態化しており、純然たる雇用
		契約が結ばれていたとされている。
	(財法) 海事産業研究所・船	明治期後半には、かつての一航海単位で
	員雇傭の研究(田中・萩原・	海員を雇傭する方式は実用性を失い,代
	宮崎・山本)昭和 54 年(第	って定額月給制が通例となり、海員の雇
	2章,第2章)	用も純然たる雇用契約の時代へと変わっ
		た。
乙 37	日本郵船㈱・七十年史	日本郵船㈱においては, 明治 19 年から高
		級船員を陸上勤務と同格の長期継続雇用
		を前提とする「社員」と扱われていた。
乙 39	大阪地判明治 43 年(ワ)第	本号の「雇傭契約」が「雇入契約」を意
	76 号・法律新聞 639 号(13	味するとの主張を排斥し、船員法上の雇
	~14 頁)	入契約は行政上の取締に関するものであ
		って,契約の実体的効力には関係がなく,
		船員らと船主との間の雇用契約が存在し
		ていれば、船員らの賃金は船舶先取特権
		を有すると判示されている。
	法典調査会第 120 回商法委	旧商法(明治23年)では「最後の航海」
	員会 (明治 30 年 11 月 19 日)	に対してのみ船舶先取特権の規定を設け
	議事要録における梅謙次郎	ていたのに対して、今回の改正案では、
	の 602 条 (現行 842 条) に関	特別の場合にのみ「最後の航海」との限
	する説明(728~732 頁)	定を設けることとし, その他は一般航海
		の場合に広く船舶先取特権を認めること
		としたと説明されている。この説明から
		すると「雇入契約」という文言をそのま
		ま踏襲すると、結局「一般の航海」では
		なく、最後の「雇入期間」の債権だけに
		限定されると解されてしまうので、「雇入
		契約」の文言を「雇傭契約」に改める必
		要があったことが窺われる

イ「船員」と予備船員の関係について

【原告】

本号にいう「船員」に予備船員が含まれないことは裁判例も含め一般に争いがないのであるから、本号にいう「雇傭契約」は予備船員を含まない船員に適用される雇用関係、すなわち船員法上の「雇入契約」を指すと解すべきである。

【被告ら】

本号にいう「船員」には予備船員も含まれるとの解釈の余地もある。

しかし本号にいう「船員」に予備船員が含まれないとしても、本号にいう「雇傭契約」を「雇入契約」と解さなければならない理由とはならない(「雇傭契約」を「雇入契約」と解すべきでない理由は上記のとおりである)。

証 拠	著者・文献名	備考
番号		
原告		
甲 6	福岡高裁昭和52年7月7日	本号の趣旨が、船舶に乗り組んだ船長そ
	判決・判タ 364 号 225 頁	の他の船員の労務により当該船舶が航海
		中保全されること及び社会政策的配慮に
		あることを踏まえ、「船長其他ノ船員」に
		は予備船員を含まないとしている。
甲 9	大阪高等裁判所昭和 52 年 10	「船長其他ノ船員」には,船舶の人的機
	月 28 日判決・判夕 361 号 303	関を構成すると解し難い予備船員を含む
	頁	ものではないと判示している。
甲 38	川井健=清水湛·逐条民法特	商法第 842 条各号の船舶先取特権の被担
	別法講座(第3巻)「担保物	保債権が、いずれも担保目的物たる船舶
	権 I 」(547 頁)	と何らかの牽連関係を有する債権である
		ことなどを踏まえれば,「船長其他ノ船
		員」とは船員法上の「船長及び海員」を
		指し,予備船員を含まないとしている。
甲 51	中田明・船舶先取特権一「雇	予備船員を含まないとした甲9を正当と
	傭契約ニ因リテ生シタル船	評価している。
	長其他ノ船員ノ債権」の範囲	
	(145 頁)	
甲 54	福岡地方裁判所昭和 56 年 3	本号の立法理由が、社会政策上の配慮を
	月 25 日・判例集未登載	主たる理由としつつ、あわせて船員の債
		権が担保の原因をなすことに求められる

	とし、特定船舶の人的機関を構成しない 予備船員は「船長其他ノ船員」に含まれ ないとする。
被告ら	

ウ 退職金制度の沿革との関係について

【原告】

明治32年の商法改正当時,退職金制度は未だ確立しておらず,立法者は退職金債権について本号の船舶先取特権が成立することは想定していなかったのであるから,これを本号の被担保債権に含めることは立法者意思を逸脱する。

【被告ら】

明治32年当時,すでに退職金制度は存在していた。

また、その当時退職金制度が一般に普及していなかったとしても、船員の雇用形態が1船ごと・1航海ごとの雇入れから1社による終身雇用に変化し、退職金制度も普及するようになった今日の時代の変化に応じた解釈がなされるべきであって、公益一社会政策一を立法理由とする本号の目的論的解釈からすれば、賃金の後払い的性質を有する退職金債権についても本号の被担保債権に含まれると解すべきである。

証 拠	著者・文献名	備考
番号		
原告		
甲 5	加藤正治·海商法講義第二分 冊 (528 頁)	本号が、船員の多くは貧弱であって給料すらも取得できないとするならばその家族は直ちに路頭に迷うこととなる反面、これらの債権は概して少額であるが故に、これに先取特権を認めても他の債権者が苦痛を感じないという、被担保債権の少額性が根拠になっている旨を指摘し
		ている。

甲 46	笹島芳雄・現代の労働問題	一般に、ブルーカラーについては大正か
	(第3版)(128頁)	ら昭和にかけて退職金制度が普及した旨
		が記されている。
甲 47	大湾秀雄=須田敏子・なぜ退	退職金制度が飛躍的に普及したのは第二
	職金や賞与制度はあるのか	次世界大戦直後の労働争議であった旨の
	『日本労働研究雑誌』平成	記載がある。
	21年4月号 (19頁)	
甲 55	法政大学大原社会問題研究	全日本海員組合が退職金制度確立のため
	所・日本労働年鑑第 26 集	の労働争議を行い、船主協会との間で退
	1954 年版(2/5 頁)	職金協定を締結したのは 1950 年以降の
		ことと記されている。
甲 87	全日本海員組合 • 全日本海員	同上。
	組合活動資料集下巻(1760	
	頁)	
甲 88	山下文利・船員の賃金(188	同上。
	頁)	
被告ら		
乙 37	日本郵船㈱・七十年史	日本郵船㈱においては,明治27年から高
		級船員に対する退職金制度が始まってい
		る。

エ 船舶先取特権の制度趣旨について、牽連性の範囲について

【原告】

本号の趣旨は、単に公益上又は社会政策上の理由にのみあるのではなく、 担保の原因をなす意味も含むことからすれば、船員の労務によって特定の船 舶が維持保全されたといえる範囲、すなわち特定の船舶との牽連性が認めら れる範囲でのみ本号の船舶先取特権が成立すると解すべきである。

【被告ら】

本号は、担保の原因をなす債権を被担保債権とするものではなく、公益上 又は社会政策上の理由から認められた債権を被担保債権とするものであるから、船舶先取特権が認められる範囲は可能な限り制限すべきであるとの議論 は妥当しない。船員を取り巻く労働環境の実態を踏まえれば、むしろ本号の 被担保債権はその文言通り広く解すべきである。なお、本号に基づく船舶先 取特権の成立のために牽連性が求められること自体は否定しないが、牽連性の範囲はさまざまなレベル(程度)でこれを捉えることができ、本号の規定ぶりからすれば、牽連性は当該船舶の船員であることによって画され、当該船舶と全く無関係な船員が除外されるという程度の緩やかな意味での牽連性をもって足りると解される。但し本件においては被告らは雇入れについて一括公認を受けて本件船舶に乗船していたのであるから、このことをもって牽連性が充足されることは明らかであって、本件において牽連性の範囲(限界)について論ずる実益はない。

証 拠	著者・文献名	備考
番号		
原告		
甲 10	福岡高等裁判所昭和 58 年 9	本号の趣旨は、社会政策上の配慮のほか
	月 28 日判決・判タ 513 号 186	に、船員の労務により当該船舶が総債権
	頁	者のため維持保存されたものであって,
		船員債権があってはじめて他の債権者の
		弁済が可能となる点にもあるとする。
甲 17	高取安太郎・海法覧要(374	「先取特権の目的たる船舶とは当該債権
	頁)	の生じたる船舶をい」うと記載され、本
		号に基づく船舶先取特権の成立に際して
		牽連性が要求されることを当然の前提と
		している。
甲 18	谷川久・船員の雇用契約上の	本号に関し、「その債権が特定船舶に関連
	債権と船舶先取特権の対象	して生じたものであることが、当該債権
	となる範囲 (140頁4段目)	につき、当該船舶上の船舶先取特権の保
		護を認めるべき当然の前提となってい
		る」とする。
甲 50,	田中誠二·海商法詳論(増補	本号の立法理由として,「附随的に担保の
甲 78	第三版)(571 頁)	原因を成す意味もある」と論じている。
甲 62	阿部士郎=峰隆男•船舶先取	商法第842条第7号の債権に船舶先取特
	特権をめぐる問題点『金融担	権が認められる理由には、船員保護とい
	保法講座IV』(223 頁)	う社会政策上の理由だけでなく、付随的
		に担保の原因をなす債権という意味もあ
		るとされている。
被告ら		
甲 9	大阪高判昭和 52 年 10 月 28	本号は, 船員らの保護という社会政策的

日・判タ 361 号 303 頁 上の考慮を主たる理由として存在する。 本号は、担保の原因をなす債権を被担保 小町谷操三・海商法要義上 258 債権とするものではなく、主として公益 頁,窪田宏・海商法62頁,石 井照久·海商法 124 頁, 石井照 上又は社会政策上の理由から認められた 久=鴻常夫・海商法・保険法 債権を被担保債権とするものである 21 頁, 戸田修三・海商法 71 頁, 藤崎道好·海商法概論 203 頁, 中村眞澄・海商法 65 頁, 谷川 久「船舶先取特権を生ずべき債 権」成蹊法学 12 号 141 頁, 同・ ジュリスト 725 号 (判研) 140 頁, 志津田氏治・判時(判評) 909 号 144 頁, 中田明・ジュリ スト 726 号 (判研) 144 頁, 村 田治美·体系海商法 292 頁, 中 田明・船舶先取特権の諸問題 『企業法の変遷』(前田庸先生 喜寿記念)所収 289 頁, 江頭憲 治郎·商取引法(第7版)324 頁, 酒巻=石山·保険法·海商 法(重田晴生執筆)179 頁, 田村 =平出・保険法・海商法 143 頁 (平出慶道執筆)

オ 最高裁昭和59年3月27日判決(以下「最高裁昭和59年判決」という。) の位置づけについて

【原告】

最高裁昭和59年判決は、船舶先取特権一般に関する解釈基準として、船舶 先取特権を広く認めることは船舶抵当権の利益を害し、ひいては船舶所有者 が金融を得るのを困難にすること、国際条約を批准していないわが国におい ても、先取特権に関する商法の規定を解釈するにあたり十分に国際条約の内 容を斟酌すべきとして、本号の厳格解釈を要求している。

【被告ら】

最高裁昭和59年判決は、本号とは制度趣旨の異なる商法第842条第6号の解釈が問題となった事案に関するものであり、本号の解釈にあたって最高裁昭和59年判決を援用することは誤りである。しかも、同判決は、同事件で問題となった代金債権が商法第842条第6号に該当しないとして上告した上告人の主張を退けて、同号の債権に該当するとして上告を棄却した事案であるから、最高裁の上記説示は同判決の狭義の判決理由に当たるものではなく、傍論に過ぎない。

証 拠番号	著者・文献名	備考
原告		
甲 11	最高裁判所昭和 59 年 3 月 27 日判決・判時 1116 号 133 頁	判旨の船舶先取特権の厳格解釈を要求する部分は、船舶先取特権全体に共通する 議論である。
被告ら		
甲 11	三	最高裁昭和59年判決は,本号とは制度趣旨の異なる商法第842条第6号の解釈が問題となった事案に関するものである。しかも問題となった代金債権が商法第842条第6号に該当しないとして上告した上告人の主張を退けて,同号の債権に該当するとして上告を棄却した事案であるから,上記説示は同判決の狭義の判決理由に当たるものではなく,傍論に過ぎない。

カ 国際条約の内容を斟酌することの是非について

【原告】

- ① 最高裁昭和 59 年判決は、国際条約を批准していない我が国においても 船舶先取特権に関する商法の規定を解釈するに当たっては、国際条約を 十分に斟酌すべきことを要請している。
- ② 国際条約は、海上先取特権の成立範囲を雇用契約に基づく債権全般としているのではなく、被担保債権を「employment on the vessel」、すな

わち特定の船舶への乗下船を基準とする雇入契約に基づく債権に限定している。海上先取特権の順位の問題と被担保債権の範囲の問題は切り離して考える必要があるし、国際条約は上記の限定された債権を被担保債権とする海上先取特権について高い順位を与えているに過ぎない。

【被告ら】

- ① 日本が批准しておらず、かつ、国際的に発効する見通しの薄い国際条約 を本号の解釈に当たって考慮することは不適当である。
- ② 国際条約においても公益上、社会政策上認められる債権については制限する議論がされておらず、船員の労働債権は社会政策上の配慮から抵当権に先んずる海上先取特権が認められている。しかも、雇用の海上先取特権は、海上先取特権の中でも高順位に位置づけられている。

証 拠	著者・文献名	備考	
番号			
原告			
甲 11	最高裁判所昭和59年3月27	船舶先取特権の解釈に際し、国際条約を	
	日判決・判時 1116 号 133 頁	十分に斟酌すべきことを要請している。	
甲 48,	江頭憲治郎・海上先取特権・	1967 年条約第4条第1項第(i)号を,「船	
甲 57	抵当権統一条約の改	舶への雇入れに関して、…乗組員が受け	
	正草案について『商取	取るべき賃金その他の金額」と訳してい	
	引法の基本問題』(185	る。	
	頁)		
甲 49	江頭憲治郎・一九九三年の海	1993 年条約第4条第1項第(a)号を,「船	
	上先取特権及び抵当	長,職員及びその他の乗組員がその船舶	
	権に関する国際条約	への雇入れに関連して受け取るべき賃金	
	の成立『商取引法の基	及びその他の金額についての債権」と訳	
	本問題』(229 頁)	している。	
乙 27	菊池洋一・「船舶の先取特権	同条約上の船員の雇傭契約上の債権を担	
	及び抵当権に関する 1993 年	保する船舶先取特権が下船時から除斥期	
	の国際条約」の成立(34頁)	間が進行するものとされ(第9条第2項	
		(a)), 当該船舶先取特権の存続が船舶へ	
		の乗下船を基準とするものと考えられて	
		いる。	
被告ら	被告ら		
乙 27	菊池洋一・「船舶の先取特権	1993 年条約の国際的な発効・批准の見通	

江頭憲治郎・前掲海法会誌 37	
号3頁以下,中田明·前揭論文 305頁	心,冷淡である状況に鑑みて,今後発効 する可能性はほとんどない。

キ 船舶先取特権の法定物権性と船舶金融にもたらす影響について

【原告】

- ① 船舶先取特権が法定担保物権であるという点と、法文の文言を文理解釈すべきか、あるいは実質解釈すべきかという点は無関係であるし、動産 先取特権の特別法である船舶先取特権の成立に特定の船舶との牽連性 という実質要件が必要なことについては争いがない。なお、牽連性に関する論点については、上記「エ」を参照。
- ② 民法上の雇用の先取特権は一般の先取特権の一種であり、その順位は特別担保を有する債権者に後れる(民法第336条)など、対抗要件を具備した船舶抵当権にも優越する効力を有する船舶先取特権(商法第849条)とは明らかに異なる弱い担保である。船舶先取特権が公示なくして対抗要件を具備した船舶抵当権にも優先する強力な担保権であることを踏まえれば、船舶先取特権を広く認めると船舶抵当権者の利益を害し、ひいては船舶金融を困難にするから、本号に基づく船舶先取特権が認められる範囲は可能な限り制限すべきである。

【被告ら】

- ① 船舶先取特権は法定担保物権であるから、法が特に認めた担保物権の効果や範囲を法文に何らの規定もなく制限することは立法論ないし政策論であって許容されるべきでない。
- ② 船舶先取特権を広く認めると船舶抵当権者の利益を害し、ひいては船舶金融を困難にするから船舶先取特権が認められる範囲は可能な限り制限するべきであるとの議論は、担保の原因をなす債権にこそ妥当するのであって、公益上又は社会政策上の理由にもとづく債権には妥当しない。

証 拠	著者・文献名	備考	
番号			
原告	原告		
甲 3	石井照久=鴻常夫・海商法・	船舶先取特権が公示方法なくして船舶抵	
	保険法[第1版](20頁)	当権者にも優先する権利であるため、船	
		舶抵当権者の利益を害しひいては船主の	
		金融を困難ならしめる一因となっている	
		ことからその範囲を制限する必要があ	
		り、国際条約もその方向性を示している	
		旨が記載されている。	
甲 4	志津田一彦・船舶先取特権の	船舶先取特権の数が非常に多く、船舶抵	
	研究 (3 頁)	当権設定後に生じたものでも船舶抵当権	
		に優先し、多数の国で公示する方法がな	
		いため、船舶抵当権の効力が薄弱となら	
		ざるを得ないとして、国際的には船舶先	
		取特権の数を減じて抵当権を有力化する	
		方向が志向されていると指摘されてい	
		<u>る。</u>	
甲 7	小島孝・船舶先取特権を生ず	同上。	
	る債権『別冊ジュリスト 121		
	号商法(保険・海商)判例百		
	選(第二版)』(147 頁)		
甲 8	谷川久・船舶先取特権を生ず	船舶先取特権が民法上の先取特権と異な	
	べき債権(12-112 頁)	って冒険貸借債権を担保とするものと発	
		展し、かつ、強力な効力を有するため対	
		象を狭めようとの要請が国際的にもある	
H = 0		旨が記載されている。	
甲 50	田中誠二・海商法詳論(増補	甲4及び甲7と同趣旨。	
Ш = 4	第三版) (558 頁)	40.64.45.75.45.46.29.23.4.2.15.49.19.46.42.2	
甲 51	中田明・船舶先取特権一「雇	船舶先取特権が非常に強力な担保権である。	
	傭契約ニ因リテ生シタル船 原共体・000円	ること等から、商法第842条の解釈にあ	
	長其他ノ船員ノ債権」の範囲	たっての厳格な解釈が必要と説いてい	
4H+ 24- >	(145 頁)	る。	
被告ら	田 古 4 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1	「海」が倒来の同比を表現とっとおいっ	
甲 50	田中誠二・海商法詳論(増補	「海上労働者の厚生を重視すべき現代に	
	第三版)(558 頁)	おいては、特別にこの種の債権を優待す	

	る必要がある。わが商法の定めは劣位で あり過ぎる」として、少なくとも商法第
	842条7号に強力な効力を持たせることに正当な理由があることを説く。

ク 海商法、民法その他の法令における改正の動向について

【原告】

現在進められている海商法の改正議論においても,本号の成立範囲を狭める意見が多数出されている。

【被告ら】

平成15年の民法改正によって雇用契約に基づいて生じた債権の保護が強化されたこと並びに平成16年の破産法改正,平成14年会社更生法改正,平成11年民事再生法改正及び平成19年労働契約法改正といった労働債権に対する保護の強化をはかるための法改正・法整備という,現に改正が実現し現に効力を有するものとして実定法化された法体系全体の立法の動向を踏まえて本号の解釈をすべきである。

これから法改正を行なおうとしてなされている議論を現行法の法解釈の基準としようとするのは、立法論を解釈論に持ち込むものであって、許されない。むしろ原告が指摘する海商法の改正論議は、商法842条7号の現行規定では、「退職金債権が含まれると解釈されるおそれがある」との認識の下になされているものであり、却って現行法の解釈としては退職金債権は含まれないとする解釈が無理であることが示されている。

証 拠	著者・文献名	備考
番号		
原告		
甲 59	公益社団法人商事法務研究	同研究会において、退職金債権を同号に
	会・運送法制研究会報告書	基づく先取特権の被担保債権に含める立
	(112 頁)	場に対して批判的な意見が複数出されて
		いる。
甲 84	公益財団法人日本海法会商	海商法の有識者が組織する同学会は、本
	法(運送法・海商法)改正小	号の解釈として、船舶の運航等とは直接

委員会・商法(運送・海商関係)等の改正のあり方に関する意見:その2(16頁)

かかわらない業務によって生じた給与債権や退職金債権についてまで船舶抵当権者に優先するとされることは正当化されないとの立場を表明している。

被告ら

石田穣・担保物権法(263 頁, 281 頁), 内田貴・民法Ⅲ債 権総論・担保物権(510頁), 高木多喜男·担保物権法(45) 頁), 高橋眞·担保物権法(38 頁), 谷口園恵=筒井健夫・ 改正担保・執行法の解説(25 頁以下),田山輝明「労働債 権と先取特権」伊藤進先生古 希記念論文集『担保制度の現 代的展開』所収(95 頁,特 に96頁以下,103頁),同・ 通説物権・担保物権法(323 頁), 田井義信他・新物権・ 担保物権法(389 頁), 道垣 内弘人·担保物権法(47 頁 以下),前澤功「給料等の一 般先取特権に基づく債権差 押えの諸問題|『新担保・執 行法講座〈第4巻〉(佐藤歳 二•山野目章夫•山本和彦編) (295 頁以下), 柳澤秀吉= 采女博文・物権法(254頁), 安永正昭•講義物権•担保物 権法(466 頁), 我妻栄=有 泉亨・コンメンタール担保物 権法(46頁), 民法308条と 退職金に関する国会審議に おける房村精一政府参考人 発言として,第156回国会衆 議院法務委員会議録第22号

労働者の保護という社会政策的な理由に 基づき,平成15年の民法改正により,先 取特権の対象が人的・物的に拡大された。

(平成 15.6.6), 同参議院法	
務委員会会議録第24号(平	
成 15.7.22)	

2 本論点②に関して

(1) 本論点②の結論について

本論点②の結論に関する当事者の主張の概要及び当該主張を支える書証は, 以下のとおり整理することができます。

ア 当事者の主張

【原告】

商法第684条第1項(以下,本第2項において「本項」という。)は,「本法二於テ船舶トハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノヲ謂フ」と規定している。平水区域のみを航行する船舶であるか,あるいは平水区域以外の区域を航行する船舶であるかは,海商法の規定の対象となる「船舶」に該当するか否かを判断する基準であるから,平水区域のみを航行する船舶に関して,船舶先取特権に関する規定を含む海商法の適用の余地はない。

【被告ら】

船舶先取特権の規定を含む海商法の規定が平水船に適用されないとする 伝統的通説は既に克服されている。平水区域のみを航行する船舶であるか否 かによって、海商法全体の適用があるか否かを機械的かつ一律に決めようと する法解釈は誤りであり、実際上の法的効果の妥当性が問われる。一口に海 商法といってもその規定するところは広く様々であり、これらの諸規定はそ れぞれ法規制の趣旨・目的を異にするものであり、各規定ごとに異なるそれ ぞれの立法趣旨・目的に即して適用の有無を決定すべきである。

① 海商法上の「船舶」であるか否かを決する「航海」の要件の前提となる 海の範囲は伝統的通説のように、海事行政の見地から定められた「平水 区域」の概念によって、その内か外かによって画する(平水区域船を除 外する)のではなく、社会通念により決定すべきである。 ② 本号の船舶先取特権の規定は、船員の労働債権保護の必要性から設けられた公益上、社会政策上の立法目的から定められたものであり、そうした労働債権保護の必要性は平水区域を航行する場合であっても異なることはないので、平水区域船であるからといって適用を否定すべきではない。

イ 当事者の主張を支える書証

本論点②の結論に言及のある書証は、以下の2つの見解に分類することができます。

見解	概要	証拠番号/著者・文献名又は裁判例	備考
伝統的	平水区域のみを航行	甲 68:戸田修三・海商法	原告の
通説	する船舶は「航海ノ用	甲 69:小町谷操三・海商法要義上巻	主張
	ニ供スルモノ」(本項)	甲 70: 小町谷操三=窪田宏・海商法	
	に該当せず, 海商法の	上巻	
	適用はない。	甲 76:大隅健一郎ほか・判例コンメ	
		ンタール 13 商法Ⅲ下(保険・	
		海商·有限会社法)	
有力説	本項の「航海」の要件	甲 71:永井和之・「海商法上の船舶」	被告ら
	の前提となる海の範	別冊ジュリスト商法(保険・	の主張
	囲は社会通念により	海商)判例百選	
	決定すべきであり,社	甲 74:竹井廉・海商法	
	会通念に照らして	甲 79:箱井崇史・基本講義現代海商	
	「海」を航行する船舶	法	
	については、海商法の		
	適用がある。		

(2) 理由

本論点②の結論に関し、当該結論を支えるものとして当事者が主張する主たる理由及びこれを支える書証は、以下のとおり整理することができます。

ア 立法者意思と法文の規律の仕方について

【原告】

本項並びに商法第569条,商法施行法第122条,逓信省令20号及び船舶安全法附則第37条の規律からは,平水船には海商法の適用はないと解さざるを得ない。立法者の意思は,海商法の適用を受ける海上と陸上を画する「河川,港湾」の範囲を,社会通念といった曖昧な概念によって決定させるのではなく,特別の法規によって画一的形式的に定めることにより,海商法の適用範囲を明確にすることを意図していた。

【被告ら】

「平水区域」の概念は海事行政の見地から定められた規定であり、商法を借用したに過ぎない。画一的に平水区域船を海商法の適用除外とすることの、実際上の法的効果についても妥当性が疑わしい。本項の「航海」の要件の前提となる海の範囲は社会通念により決定すべきである。

証拠	著者・文献名	備考
番号	— — — • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	· · · ·
原告		
甲 68	戸田修三・海商法(13 頁)	現行商法の条文解釈上、平水区域のみを
		航行する船舶には、海商法は適用されな
		いと述べている。
甲 69	小町谷操三·海商法要義上巻	同上。
	(48 頁)	
甲 70	小町谷操三=窪田宏·海商法	同上。
	上巻 (24 頁)	
甲 71	永井和之・「海商法上の船舶」	商法が適用される航海船と適用されない
	別冊ジュリスト商法(保険・	内水船の区別基準について、これまでの
	海商)判例百選[第2版](144	裁判例は、官海官庁の定めた当該船舶の
	頁)	航行水域によって形式的に定めるのが相
		当であるとの立場をとっているとされる
		旨を指摘する。
甲 78	加藤正治•海商法講義第一分	法は、航海の範囲については未だ確たる
	冊 (25 頁)	慣習が成立しておらず、海上の範囲を事
		実問題に一任すれば後日の紛争を避けら
		れないため、法規によって画一的に海上
		の範囲を定めることとした旨が記載され
		ている。
被告ら		

甲 71	永井和之・「海商法上の船舶」	海事私法上の規定については,海商法を
	別冊ジュリスト商法(保険・	社会通念上海上と認められる水面を航行
	海商)判例百選[第2版](145	する船舶には適用すべきであるとする。
	頁)	
甲 74	竹井廉・海商法(58 頁)	平水区域は,行政上の統制区域にすぎず,
		運送法以外の事項に関しては, 海商法の
		上の「海」と「内水」の区別は社会通念
		によって決されるべきとしている。
甲 79	箱井崇史·基本講義現代海商	社会通念上「海」と認められる平水区域
	法 (20 頁)	を航行する船に海商法の適用がないとす
		る合理性がないことから,近時の有力説
		を正当とする。
	石井照久·海商法〔法律学全	同上
	集〕(116 頁以下), 谷川久·	
	海事私法の構造と特異性	
	(144 頁)川又良也・〈判批〉	
	海事判例百選〔増補版〕(9	
	頁),中村眞澄=箱井崇史・海	
	商法(43頁),村田治美・体	
	系海商法(46 頁),江頭憲治	
	郎・商取引法[第6版] (286	
	頁), 弥永真生・〈判批〉判例	
	評論 407 号(61 頁)	
	II.	

イ 平水区域に関する裁判例の動向について

【原告】

過去の裁判例も、平水船が本項にいう「船舶」に該当せず、したがって直接にはこれに対して海商法の適用がないことを前提に事案の解決を図っている。

【被告ら】

法の目的に照らし判断されるべきである。航海船であろうと, 平水船であるうと, 船員の労働債権保護の要請は変わらない。平水区域船について船舶

先取特権の適用を否定した直接の裁判例はない。

証 拠	著者・文献名	備考
番号		
原告		
甲 67	東京高裁平成7年10月17 日判決判タ907号269頁	「船主責任制限法2条1項1号所定の『航海』は、商法684条1項の『航海』と同義に解すべきものである」ことを前提にして、「平水区域の航行は、船主責任制限法第2条第1項第1号にいう『航海』に当たらないものと解すべきである」との判断を示し
甲 72	最高裁平成 4 年 4 月 28 日 判決判夕 786 号 142 頁	ている。 平水船に海商法の適用を直接認めるのでは なく, 曳船列一体の原則に依拠した判断を
甲 80	東京地裁昭和 48 年 2 月 23 日判決判夕 292 号 280 頁	している。 商法第 684 条, 第 569 条, 商法施行法第 122 条, 明治 23 年逓信省令第 20 号の規定により, 平水船が本項の「船舶」に該当しない ことを前提とした判断をしている。
被告ら		
甲 80	東京地裁昭和 48 年 2 月 23 日判決判夕 292 号 280 頁	平水船と航海船との区別に実質的理由に乏しいことから、平水船に海商法を類推適用している。

ウ 国際条約との規律の整合性について

【原告】

1993 年の海上先取特権及び抵当権に関する国際条約は Seagoing Vessels (海上航行船)に関してのみ適用され、平水船には適用されず、同条約の制定時に参加国から「適用範囲を平水船にも拡張すべきか」との質問がなされたものの取り上げられることがなかったことは、我が国の商法の解釈に際して、平水船について船舶先取特権に関する規律の適用がないとの帰結と整合する。

【被告ら】

証 拠	著者・文献名	備考
番号		
原告		
甲 82	江頭憲治郎・海上先取特権・ 抵当権統一条約の改正草案 について(218頁)	「適用範囲を平水船にも拡張すべきか」 との参加国の質問に関し、重要性が乏し いと考えられたのかあえて議論を提起す る者はいなかったと記されている。
甲 83	志津田一彦・船舶先取特権の 研究(335頁)	対照的に,1999年の船舶のアレストに関する国際条約では,適用範囲が「any ship」(あらゆる船舶)とされている。
被告ら		

エ 平水区域の実態に鑑みた実質的解釈について

【原告】

「平水区域」とは、一般に、年間を通じて比較的静穏で、地理的には陸岸により囲まれており、その開口は直接外海に面して大きく開いていないことなど、波や風の影響が少ない地域とされているとおり、平水区域のみにおいて労務に従事する平水船の船員が負う危険と航海船において労務に従事する船員が負う危険には明白な差異があるなど、平水船と航海船とでは、船員の労働債権保護の必要性の程度は異なるのであるから、商法第842条第7号を専ら平水船に乗船勤務する船員らに適用すべき合理的な理由はない。

【被告ら】

船員の労働債権を保護しなければならない必要性は平水区域船であろうと変わらないはずであるから、平水船の船員についても商法842条第7号が適用されると解釈しなければならない。

被告らの労働の実態を見ても,瀬戸内海の多数の船舶が輻輳し,多くのかき養殖業者やかき筏も存在する海域での航行であり,原告が主張するように軽易なものではない。

証 拠	著者・文献名	備考
番号		
原告		
甲 64	日本小型船舶検査機構・航	平水区域とは,一般に,年間を通じて比較
	行区域参考図(2/3 頁)	的静穏で、地理的には陸岸により囲まれて
		おり、その開口は直接外海に面して大きく
		開いていないことなど、波や風の影響が少
		ない地域とされている。
甲 81	有馬光孝ほか編・船舶安全	同上。
	法の解説(三訂版)(196	
	頁)	
被告ら		

以上